

大東市福祉事務所長 様

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の保護の受給状況を確認するため、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

必ず記載

令和 8年 8月 3日

住所 大阪市 〇〇区 〇〇町 〇番 〇号

氏名 大東 一郎

## 【申出に当たってのチェックリスト】

現在も保護受給中で、大東市で受給していた期間と世帯構成に変更が無い(or増員)場合は、現在受給中の市町村で保護受給証明書を発行して貰う事で、提出書類を最小限にする事が可能

### ① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(郵送の場合は写しを添付願います。)

#### 【必ずご提出いただく資料】

##### ☒ 以下のいずれか一つ

：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、**保護受給証明書**等の身分確認書類など

##### ☒ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）

※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください

※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます

※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて**保護受給証明書**によることも可

※ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合、戸籍謄本の写しは不要

##### ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し

※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可

※ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合、住民票の写しは不要

##### ☒ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し

##### ☒ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

#### 【必要に応じて提出いただく資料】

##### ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料

##### ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

### ② 記載事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(郵送の場合は写しを添付願います。)

**必ずチェック**

##### ☒ 申出者が保護受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか

##### ☒ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか (当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)

##### ☒ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか

##### ☒ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか

##### ☒ 連絡先が記載されているか